

警察公論第 79 巻第 9 号付録「一問一答 2025 法学&実務」お詫びと訂正

本書の下記の箇所について以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

●36 頁 刑法 013

【訂正前】

013	収賄罪については、日本国民が、日本国外で犯したとしても我が国の刑法が適用される。	「適用される」は誤り。収賄罪は、国民の国外犯を定めた刑法 3 条各号に挙げられていないので、国民の国外犯ではなく、刑法は適用されない。 ×
-----	--	--

【訂正後】

013	侮辱罪 については、日本国民が、日本国外で犯したとしても我が国の刑法が適用される。	「適用される」は誤り。 侮辱罪 は、国民の国外犯を定めた刑法 3 条各号に挙げられていないので、国民の国外犯ではなく、刑法は適用されない。 ×
-----	--	---

⇒訂正前の問題は「公務員」ではなく、「日本国民」と書いてあるため誤りではあるのですが、公務員の国外犯について定める刑法 4 条との関係では正しい枝にも読めてしまうため、学習上の観点から訂正いたします。

●110 頁 生活安全 051

【訂正前】

051	特定少年が一定の重大な犯罪によって逮捕された場合には、逮捕の時点から推知報道の禁止は適用されない。	「逮捕の時点」は誤り。特定少年のときに犯した罪について「公訴を提起」された場合には、推知報道の禁止は適用されないことになった（少年法 68 条）。 ○
-----	---	--

【訂正後】

051	特定少年が一定の重大な犯罪によって逮捕された場合には、逮捕の時点 では推知報道が禁止されている 。	「逮捕の時点」は誤り。 特定少年のときに犯した罪について「公訴を提起」された場合には、推知報道の禁止は適用されないことになった（少年法 68 条）。 ○
-----	--	--

⇒趣旨が読み取りづらい問題文であるため訂正いたします。